

消防の動き



2008
9
No.450

- 「2008北海道洞爺湖サミット消防特別警戒」の実施結果
- 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震における緊急消防援助隊活動に関する意見交換会の開催
- 岩手県沿岸北部を震源とする地震における緊急消防援助隊活動の概要
- 消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正について
- 平成20年度「救急の日」及び「救急医療週間」の実施



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



応急手当で
AEDで
次へつなげる
その命。



9月9日は 救急の日

あなたも参加できます、救命講習。

救急車の適正な利用をお願いします。

主催: 総務省消防庁・厚生労働省・都道府県・市町村・日本医師会・日本救急医学会・全国消防長会 制作: 財団法人救急振興財団

古紙を含んだ
用紙です。



平成20年度「救急の日」啓発用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

就任にあたって



消防庁長官 **岡本 保**

消防庁長官への就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、我が国の消防は、昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、市町村消防の原則に基づく自治体消防として発足して以来、60周年を迎え、この間、地域における安心・安全の要として、経済社会の基盤となり、我が国の発展に大いに寄与して参りました。また、先の中国四川省に派遣された国際消防救助隊が高い評価を得るなど、国際的にも大きく貢献するまでに成長して参りました。

これもひとえに、火災を始めとする各種の災害から、地域の安心・安全を守るため、昼夜を問わず消防防災活動にご尽力いただいている全国の消防職員、消防団員及び消防防災関係者の皆様の惜しみない努力と、国民の皆様の温かいご協力の賜物であり、衷心より敬意と謝意を表する次第であります。

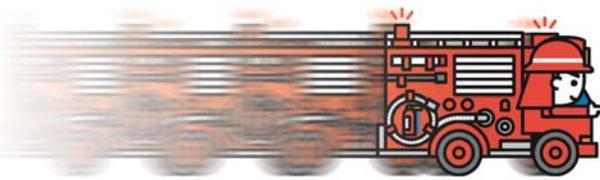
さて、我が国は、近年大きな災害に見舞われており、本年も岩手・宮城内陸地震の発生により、多くの尊い命が失われております。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震を始めとする大規模地震発生の切迫性が指摘されており、国民の安心・安全に対する関心は、ますます高まりを見せ、消防への期待も一層大きなものとなっております。

こうした中、これらの災害に対応するために、消防の広域化や消防団の充実強化によって市町村における消防体制を強化するとともに、救急業務の高度化、緊急消防援助隊の充実と機動力の強化、危険物事故防止対策の充実強化、民間事業所における自衛消防力の向上などに、一層、積極的に取り組むことが必要となっております。

特に、消防団を始めとする地域における消防防災力の強化や、需要の増加が著しい救急業務の高度化を図り、平時からの備えを強化することは、急務であります。

消防庁は、今後とも全国の消防機関と一体となり、国民の皆様が安心して暮らせる安全な社会を確保していくため、全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

国・地方を通ずる消防防災・危機管理体制の更なる充実強化に向け、全力を尽くして参る所存でありますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



「2008北海道洞爺湖サミット消防特別警戒」の実施結果

消防・救急課

1 はじめに

平成20年7月7日(月)から9日(水)までの3日間、北海道虻田郡洞爺湖町にある「ザ・ウインザーホテル洞爺」を主会場として、北海道洞爺湖サミットが開催されました。

近年のサミットにおいては、主要先進国首脳会議のほか、アウトリーチ国の首脳などが参加する拡大大会が開催されるなど、まさに地球規模の国際会議として、外交政策上極めて重要な会議と位置付けられています。

このため、消防としてもサミットの円滑な運営を確保するため、一時的かつ局地的に消防力を強化することにより、災害の未然防止や被害の軽減を図り、消防責任を果たしていく必要がありました。

2 サミット開催までの取組

消防庁では、昨年6月に当地域においてサミットの開催が決定されたことを受け、サミット開催期間中の消防警戒体制の万全を期すため、外務省をはじめとする関係省庁と協議・調整を図ってきました。

一方、サミット開催期間中における警防活動・予防活動計画を策定するなど、期間中における円滑な警戒活動の推進を目的として、消防庁次長を委員長、消防庁審議官を副委員長とし、北海道庁やサミット開催地消防本部、主な応援消防本部の職員を委員とした、「北海道洞爺湖サミット消防・救急対策委員会」を庁内に設置しました。さらに、本委員会のもと、個別具体的な活動計画を検討するための警防・予防部会をそれぞれ設置しました。

これらの検討結果を踏まえつつ、昨年12月から応援部隊による現地視察を実施するとともに、4月からは警戒対象施設ごとの警防調査やサミット関係施設を活用した大規模な消防演習を実施しました。また、サミット関係施設における事前防火指導や従業員に対する自衛消防訓練指導、さらには主会場となるホテルの避難シミュレーションも実施するなど、火災等の未然防止と災害発生時の迅速な消防体制の確立を図ってきました。

3 結団式の実施

消防特別警戒に先立ち、7月5日(土)15時00分から、北海道伊達市「だて歴史の杜」において、サミット警戒に向けた消防職員の士気高揚を図るため、消防職員約500名、消防車



写真1 消防庁長官(左:代理)及び北海道知事(右)に対し決意表明を述べる西胆振消防組合消防本部の阿部消防長

両33台、消防ヘリ2機が集結し、結団式が行われました。その中では、消防庁長官(代理:消防・救急課長)をはじめ、高橋はるみ北海道知事、菊谷秀吉伊達市長や長崎良夫洞爺湖町長から、「サミット成功に向け、全力で任務の完遂に務めてほしい」などの激励を受けました(写真1)。

4 消防特別警戒の体制等

(1) 実施期間

平成20年7月5日(土)17時00分から7月11日(金)9時00分までの間。

(2) 応援体制

北海道内及び道外から、サミット開催地の消防体制やサミット関連施設の状況などを考慮し、消防車両74台、消防ヘリ3機、消防職員796名(警防要員714名、予防要員82名)の応援体制を構築しました。

(応援部隊内訳)

応援部隊車両総数 77隊		
車両種別	道内応援隊	道外応援隊
指揮隊	7隊	3隊
ポンプ隊	12隊	4隊
救急隊	13隊	4隊
はしご隊	3隊	1隊
救助隊	4隊	5隊
化学隊	5隊	6隊
特殊化学隊		3隊
大型水槽隊	1隊	
大型除染隊		1隊
整備工作隊		1隊
衛星通信中継隊		1隊
消防ヘリ	1隊	2隊
計	46隊	31隊



(3) 警戒対象施設等

首脳会議や拡大大会が開催されるホテル、洞爺湖温泉街の主な宿泊施設、IMC（国際メディアセンター（プレスセンター））、新千歳空港、道央自動車道、登別温泉街、手稲溪仁会病院（札幌市内）、その他首脳等の訪問先等。

(4) 警戒体制の概要

《消防特別警戒体制の概要》

統括警戒本部	西胆振消防組合消防本部に設置
地区警戒本部	現地警戒本部を管轄する各消防本部に設置
現地警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィンザーホテル現地警戒本部※ ・洞爺湖温泉街現地警戒本部※ ・プレスセンター現地警戒本部※ ・手稲溪仁会病院現地警戒本部 ・苫小牧道路現地警戒本部 ・室蘭道路現地警戒本部 ・新千歳空港現地警戒本部※ ・登別温泉現地警戒本部※

(※は、予防警戒員を配置した現地警戒本部を示す。)

ア 警戒部隊

サミット関連施設及び首脳等の要人の移動経路となる空港や高速道路の直近に仮設プレハブを設置するなど、2交代24時間体制で警戒要員及び消防車両を配備して警戒活動を実施しました。また、救急隊については、緊急事態に迅速に対応するため、主会場のホテルや多くのマスメディアが集まる国際メディアセンター内に配備しました。

イ 予防警戒

警戒期間中、予防警戒員はサミット関係施設内の防災センターに常駐し、災害の未然防止と事象発生時の即応体制の確保を図りました（写真2）。



写真2 統括警戒本部の様子

5 警戒部隊の活動等

(1) 救急搬送

警戒対象物における警戒期間中の救急出場件数は5件あり、そのうち救急搬送が3件、救急隊による現場処置事案が2件ありました。救急搬送のうち、アウトリーチ国としてサミット拡大大会に出席していた要人の救急搬送が1件あり（写真3）、今般策定した警戒計画や救急マニュアル等に基づき、関係機関とも緊密な連携のもと、消防ヘリ及び救急車を活用して札幌市内の病院へ搬送しました。本件については、過去のサミット消防特別警戒においても例を見ない救急事案であり、消防として所期の目的を十分に達成することができた貴重な活動となりました。



写真3 消防ヘリによる要人の救急搬送

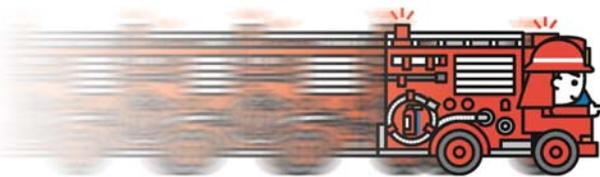
(2) 自動火災報知設備等の作動

予防警戒員が、サミットに関連する10対象施設において対応した事案の総件数は34件ありました。このうち、自動火災報知設備の非火災報が9件、防火戸の作動を知らせる警報が9件、ガス漏れ警報装置の警報が1件、その他警備機器等の警報により現場確認を行った事案が15件ありました。いずれの事案についても、予防警戒員が迅速に現場に赴き、異常の有無と原因究明にあたりました。

6 おわりに

消防庁としては、これまで我が国で行われたサミット開催を成功に終えた例を踏まえ、開催地市町村に対し、消防特別警戒に必要な消防力を示すとともに、応援活動等に必要な財政支援措置を講じるなど、盤石な消防・救急体制の確立のための支援を行ってきました。

消防は市町村に密着した行政ですが、今般の応援体制により、開催地消防本部はもとより、北海道内及び道外からの応援消防本部の職員が一体となって、国際的な行事の成功のために活躍できたことは大きな成果となりました。



平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震における緊急消防援助隊活動に関する意見交換会の開催

応急対策室

1 背景

平成20年6月14日(土)午前8時43分頃、岩手県内陸南部においてマグニチュード7.2の地震が発生し、大きな被害が発生しました。

岩手県知事及び宮城県知事からの応援要請を受け、直ちに17都道府県に対し緊急消防援助隊の出動を求め、消防庁、緊急消防援助隊調整本部等及び応援消防機関が相互に連携して、被害状況に応じた部隊配備や早期の航空部隊の大量投入等を行うことができ、地震災害の初期の段階から人命救助のため、極めて有効で多岐にわたる活動がなされたところです。

消防庁では、更なる緊急消防援助隊の連携向上と迅速で的確な出動体制の確立に努めることを目的に、先般の地震で実際に受援された機関の代表者と応援のため出動いただいた消防機関の代表の方に集まっていただき、意見交換会及び消防庁長官褒状授与式を開催しました。

2 意見交換会の開催

平成20年7月31日(木)、総務省消防庁の消防防災危機管理センターにおいて「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震における緊急消防援助隊活動に関する意見交換会」を開催し、受援側の調整の苦労や他機関との連携に関すること、また、受援航空隊の情報把握・情報整理・情報発信の難しさ、陸上部隊と航空部隊の連携のためのポイントなどを発表いただきました。また、緊急消防援助隊として出動した指揮支援隊・応援都道府県隊・応援航空隊からも、建設的な意見をいただきました。

主な論点は次のとおりです。

(1) 緊急消防援助隊調整本部等

- ① 緊急消防援助隊調整本部と消防庁、被災市町村(支援指揮本部)との連絡調整
- ② 災害対策本部内に設置されるヘリ調整部門の役割と問題点

(2) 受援航空隊

- ① 空域の安全確保
- ② 他機関ヘリとの連携
- ③ 活動情報・被害情報の共有
- ④ 受援計画の整備
- ⑤ 応援計画の整備

(3) 受援消防本部

- ① 緊急消防援助隊調整本部及び受援市町村災害対策本部との連携

(4) 都道府県隊

- ① 緊急消防援助隊動態情報システムの有効活用
- ② 道路寸断した山間部の救助現場における活動
- ③ 部隊交代のあり方
- ④ 後方支援体制(燃料補給、広報・報道、トイレ等)の必要性

(5) その他

- ① 医療との連携

特に意見交換会では、受援側、応援側ともに緊急消防援助隊動態情報システムの有効性について高い評価がなされ、また、昨年度北海道・東北ブロック合同訓練の開催地であった岩手県の一関市消防本部からは、ブロック合同訓練を経験したことによって、受援消防本部として、円滑な応援部隊の受け入れができた旨の発言がありました。

地震が多発する日本各地において、いつ応援・受援の立場が変わるかわからない中、消防庁では、今回いただいた有益な意見を基に、今後課題を整理、検証して、緊急消防援助隊の成熟に向け、検討を重ねてまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願いいたします。



意見交換会の様子

3 消防庁長官褒状の授与式

意見交換会に先立ち、平成20年(2008年)岩手・宮城県内陸地震において、緊急消防援助隊として出動した消防本部、都道府県防災航空隊等の褒状授与対象機関83団体を代表し、13団体に対して消防庁長官から褒状を授与しました。



岡本保消防庁長官と代表受領13消防本部等の皆様



岩手県沿岸北部を震源とする地震における緊急消防援助隊活動の概要

応急対策室

1 はじめに

平成20年7月24日(木)0時26分頃に岩手県沿岸北部においてマグニチュード6.8の地震が発生しました。消防庁では、地震発生と同時に消防庁長官を本部長とする「消防庁災害対策本部」を設置し、岩手県知事からの応援要請を受け、最終的に8都県に対して緊急消防援助隊の出動を要請しました。また、消防庁からも緊急消防援助隊調整本部要員を含め、4名の職員を岩手県庁及び仙台ヘリポートに派遣しました。あわせて岩手県等と緊急消防援助隊の受入れ体制等についての調整を行いました。

2 緊急消防援助隊の状況

(1) 出動状況

- ア 派遣期間：7月24日（1日間）（15時00分解除）
- イ 派遣規模：最大時（24日昼間）99隊（陸上部隊94隊、航空部隊5隊）379名

ウ 初動対応と部隊配備

- ① 「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要項（平成20年7月1日消防庁次長通知）」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長（仙台市消防局）及び航空部隊（茨城県及び栃木県）に出動要請。
- ② その後、岩手県知事からの応援要請を受け、最終的に8都県に対して出動を要請。

派遣先 (応援要請時間)	岩手県 (24日0時45分)
出動県	【8都県】秋田県、宮城県（仙台市）、山形県、福島県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都

(2) 活動内容

- ・ 指揮支援部隊長が岩手県緊急消防援助隊調整本部にて指揮支援。
- ・ 指揮支援隊が久慈地区広域行政事務組合消防本部にて指揮支援。
- ・ 消防庁職員4名を、岩手県緊急消防援助隊調整本部及び仙台ヘリポートに派遣。
- ・ 陸上部隊は出動途上に情報収集を行うとともに、盛岡市内にて災害対応に備えた。
- ・ 航空部隊は悪天候のため仙台ヘリポート等にて、災害対応に備えた。

(3) 応援要請の解除

平成20年7月24日14時30分	応援要請解除
陸上部隊 最終帰署	22時20分
航空部隊 最終帰投	15時50分

緊急消防援助隊出動状況

応援都道府県	航空部隊	指揮支援隊	都道府県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	その他特殊部隊等	後方支援隊	部隊数計	出動人員計
宮城県		2						1	3	11
秋田県			3	10	3			13	29	104
山形県			2	12	4	7		6	31	127
福島県	1		2	7	4	3	1	12	30	111
茨城県	1							1	2	8
栃木県	1								1	7
埼玉県	1								1	6
東京都	1	1							2	5
総計	5	3	7	29	11	10	1	33	99	379

3 おわりに

今回の出動は、平成7年6月に緊急消防援助隊が創設されてから22回目の出動となりました。前回の「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震」から1か月程度での地震災害であり、地震に見舞われた地域住民の不安は相当なものであったと思慮されます。そのような中で、震度6強を記録したにもかかわらず、結果的に救助が必要な被害は少なかったところですが、地元消防機関の早急な活動・緊急消防援助隊の迅速な出動により、住民に与えた安心感は計り知れないものでありました。

このように、消防に対する国民の信頼が益々大きくなっている中、国民の負託に応え、万全の体制で災害に臨むことが我々消防機関の責務であると考えます。各地方公共団体におかれては、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請にあたり、常に最悪の状況を想定し、逡巡のないことが望まれます。

今後とも、消防庁では、緊急消防援助隊がよりの確で迅速な出動及び活動を行うことができる体制の確立に努めてまいります。

最後に、岩手県の被災地の方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。



岩手県緊急消防援助隊調整本部の状況



消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正について

予防課

平成19年1月20日に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災、同年6月19日に発生した東京都渋谷区の温泉採取施設爆発火災を契機として、「予防行政のあり方に関する検討会」においてこれらの施設の防火安全対策に関する検討が行われ、同年12月に中間報告が取りまとめられました。

この内容を踏まえ、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第215号）、「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成20年総務省令第78号）及び「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準の一部を改正する件」（平成20年消防庁告示第8号）が平成20年7月2日に公布されました。

以下、その概要を説明します。

第1. 改正の概要

1. カラオケボックス等における防火安全対策について

1-1. 対応の考え方

防火対象物の利用の高度化・稠密化^{ちゆうみつ}が進行する状況の中で、カラオケボックスや複合カフェにおいては、防音構

造の個室、利用客ごとに設けられた間仕切り等の内部構造により、個々の利用客が火災に気付きにくく、従業者等による避難誘導も困難となっています。また、これら個室等が狭い空間に密集した施設形態となっていることから、煙・熱が滞留しやすく、地上や安全区画への経路が断たれやすいこと等により、火災時の避難に支障を生ずるおそれがあります。

さらに、不特定多数の者の利用、とりわけ深夜・早朝における利用客の滞在等に伴い、迅速・円滑な避難行動をとることが難しくなることから、潜在的に逃げ遅れによる人命危険が大きいと考えられるほか、飲食の提供に伴い、調理油の過熱放置など火気使用による出火危険性を有しています。これらのことから、カラオケボックス等においては、万一火災が発生した場合であっても、その早期覚知・伝達を確実にを行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となります。

また、宝塚市の火災事例や過去のカラオケボックス火災に関する統計分析の結果、小規模なカラオケボックス等は、小規模であることに伴う危険要因として、建物自体に防災設計上の余裕が比較的小さいため、火災時に煙

1. カラオケボックス等に対する安全対策

改正の背景

平成19年1月20日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス火災から、カラオケボックス特有の危険要因が浮き彫りとなっているが、小規模なカラオケボックスには自動火災報知設備の設置が義務付けられていない

○平成19年1月20日兵庫県宝塚市カラオケボックス火災

（死者3名負傷者5名）建物概要：鉄骨造2/0 延べ面積218.14㎡
→ 防火・防煙性の低い間仕切りによる個室形状のスペースが密集していること及び自動火災報知設備がないこと等から、火災発生に気付くのが遅れ、逃げ遅れたことが被害拡大の原因

○現行制度

・カラオケボックス等の遊技場に対しては、原則として、延べ面積300㎡以上（地階・無窓階では床面積100㎡以上）の場合のみ、自動火災報知設備の設置が義務付けられる

主な改正の内容

○消防法施行令（令別表第一、令第21条第1項ほか）

●令別表第一（2）項に新たな細別が設けられた

※新（2）項二：カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

●上記に該当する防火対象物に対して自動火災報知設備の設置が義務付けられた

○消防法施行規則（規則第5条、第24条、第25条の2ほか）

●令別表第一（2）項の総務省令で定めるものとして、複合カフェ（個室や個室に類するスペースを設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオなどが規定された

●カラオケボックス等音響が聞き取りにくい場所においては、騒音により自動火災報知設備又は非常警報設備の警報が聞き取れないことのないよう所要の措置を講ずることとされた



や熱で短時間のうちに建物全体が危険な状態となること、従業員が少なく人手による応急活動に限界があることなどが浮き彫りとなっています。

これらのことから、カラオケボックス等については、従来自動火災報知設備の設置が義務付けられていない延べ面積300㎡未満の小規模なものを含め、自動火災報知設備を設置することが防火安全上不可欠との結論に至りました。

1-2. 主な改正内容

主な改正の内容は次のとおりです。

- ① 令別表第一において、用途区分の新たな細別として(2)項ニ(カラオケボックス等)が設けられました。
- ② (2)項ニの防火対象物に対して、規模にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられました。
- ③ カラオケボックス等で音響が聞き取りにくい場所においては、騒音により自動火災報知設備又は非常警報設備の警報が聞き取れないことのないよう所要の措置を講ずることとされました。
- ④ その他所要の規定の整備が図られました。

2. 温泉採取施設における防火安全対策について

2-1. 対応の考え方

可燃性天然ガスを含む温泉を採取する際には、当該ガスの自然発生を伴いますが、その火災危険性は温泉施設

の関係者等に必ずしも認識されておらず、実態調査の結果として可燃性天然ガスへの十分な安全対策が講じられていない状況にありました。

また、温泉採取に伴い発生する可燃性ガスへの安全対策は、これまで消防法令において規定されていなかったことから、制度的な見直しが必要との結論に至りました。

2-2. 主な改正内容

主な改正の内容は次のとおりです。

- ① 温泉採取設備が屋内に設置されている有人の建築物その他の工作物には、すべてガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられました。
- ② ガス漏れ火災警報設備を構成する検知器及びガス濃度の指示装置等について、温泉採取施設の設置環境に応じた機器の耐久性や動作特性を確保する観点から、設置方法や機能等に関する基準の細目が新たに定められました。
- ③ その他所要の規定の整備が図られました。

第2. 施行期日等

改正政令等は、平成20年10月1日から施行することとされました。ただし、既存施設における自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の設置に関しては、経過措置として、平成22年3月31日まで猶予期間が設けられています。

2. 温泉汲み上げ施設に対する安全対策

改正の背景

平成19年6月19日に東京都渋谷区で発生した温泉汲み上げ施設爆発火災から、温泉汲み上げ施設特有の危険要因が浮き彫りとなっているが、温泉汲み上げ施設にはガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられていない

- 平成19年6月19日東京都渋谷区温泉汲み上げ施設爆発火災
(死者3名負傷者8名) 建物概要：耐火造1/1 延べ面積153.71㎡
→天然温泉に含まれる可燃性天然ガスが汲み上げ施設室内に滞留したことが原因
- 現行制度

・ガス漏れ火災警報設備は、延べ面積1,000㎡以上の地下街や多数の者が出入する地階などに対してのみ設置が義務付けられる

主な改正の内容

○消防法施行令(令第21条の2、第34条ほか)

●原則としてすべての温泉の採取のための設備が設置されている建築物その他の工作物に対してガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられた
※温泉法第14条の5第1項により災害の防止のための措置を必要としないものとして確認を受けた場合又は収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く

●既存の防火対象物について新たな技術上の基準を遡及して適用させる消防用設備等にガス漏れ火災警報設備が追加された

○消防法施行規則(規則第24条の2の2、第24条の2の3ほか)

●ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない温泉採取施設の要件が規定された
・温泉の採取のための設備は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管
・ガス漏れ火災警報設備の設置の対象から除外する要件として、収容人員が一人に満たないもの

●ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目の一部が改正された

- ・検知器は、温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上設けること
- ・防災センター等において、ガスの濃度を指示するための装置を設けること
- ・受信機の設置は要しないこと
- ・警報装置のうち音声警報装置は、常時人がいない場所又は放送設備、警報機能を有する検知器若しくは検知区域警報装置の有効範囲内の部分には設置を要しないこと

○その他、ガス漏れ検知器等に係る消防庁長官告示に定める基準の一部改正

- ・ガスの濃度が爆発下限界の10分の1以上のときに作動するものであること(第三第二号(一))
- ・ガスの濃度を指示するための装置を設けるとともに、当該指示された値を校正することができること(第三第二号(六))



平成20年度「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年から、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に実施されています。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月7日(日)から13日(土)までを救急医療週間とし、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種の行事を開催します。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係各機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点を置くものとしています。

(1) 救急法の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じ緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ること。

(2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発

初期、第2次及び第3次の救急医療体制、救急医療情報システム並びに救急患者搬送体制の実情を新聞、テレ

ビ、ラジオ、雑誌、広報誌等各種広報媒体を通じ広く紹介するとともに、救急医療施設、救急医療情報システム及び救急車の適正な利用方法の普及を図ること。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

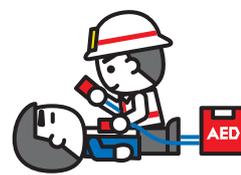
救急医療もしくは救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対し都道府県知事、市町村長等の表彰を行うものとするほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため研修会又は講習会を開催すること。

(4) その他

ア 新聞、テレビ等のほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めること。



イ 救急医療関係者及び救急業務関係者の意見交換等を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施すること。



3 期間中に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対し、総務大臣等が表彰を行います。



平成19年度救急功労者表彰

(2) 「救急の日2008」

消防庁、厚生労働省、日本救急医学会及び財団法人日本救急医療財団の共催により9月9日(火)・10日(水)の2日間、池袋サンシャインシティアルパ地下1階の噴水広場において「救急の日2008」を開催します。

この行事は救急医療・救急業務に携わる医療関係者、救急隊員の活動を広く広報し、救急医療・救急業務に対する国民の皆様の理解と認識を深めていただくことを目的としています。今年度も昨年度に引き続き「救急車の適正な利用」をメインテーマに掲げ、救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、東京消防庁



救急隊員等によるデモンストレーションの様子



平成19年度「救急の日」オープニングセレモニー

による救急救命士の特定行為を含んだ救急救命処置訓練の実演、AED(自動体外式除細動器)の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

4 おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様にも再認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況をはじめ、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様への「救急車の適正な利用」に対するご理解とご協力が得られることを期待します。



DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 「災害医療派遣チーム」の実演

消防用設備等の点検制度のあり方についての 検討会報告書について

予防課

1. 背景

建築物の長寿命化に伴い、設置されている消防用設備等の長期使用が進み、経年劣化による不具合の増加が懸念されているところであり、適切な点検を通じた維持管理がますます重要になってきています。

また、防火対象物の高層・深層化、大規模複雑化に伴う消防用設備等の設置数の増加と、高度な技術を用いた消防用設備等の出現等に対応して、点検方法の見直しが求められています。

さらに、消防用設備等の点検報告制度が施行されて33年が経過しようとしている現状において、その実施状況は依然として十分とは言い難く、また、点検報告が行われている場合でも人員不足による質の低下が懸念されています。

そこで、消防庁では、消防用設備等の点検制度に係る問題点を抽出するとともに、大規模防火対象物の消防用

設備等の設置状況及び機器の経年劣化等を踏まえた消防用設備等の点検の精度向上と簡素合理化を図るための方策、適正点検の推進のための方策等について検討を行いました。

このたび、消防用設備等の点検制度のあり方についての検討会報告書を取りまとめましたので、その内容を紹介します。

2. 報告書の概要

本検討会において、長期使用に伴う経年劣化への対応、点検報告の実効性確保、点検業務の質の確保等の3つ項目について検討しました。

(1) 経年劣化への対応

消防用設備等としての機能確保や、不具合・事故に伴う危害防止の観点から、経年劣化の影響が懸念される部分等については、その状況把握に資する点検方法とする

ことが必要です。また、利用開始後における個別の予防的措置を補完するものとして、広く流通している製品全体からその潜在危険性を把握し、安全確保を図る仕組みが必要

です。具体的には、消防用設備等の点検等に関する履歴や、不具合・事故等に関する個別の情報を継続的に収集・分析し、点検基準に反映していくとともに、消防防災製品の設計・製造や維持管理に活用していくことが重要です。

消防用設備等の点検のあり方について

	長期使用に伴う経年劣化の状況把握	新技術を活用した点検報告の実効性確保	点検業務の質の確保等
課題	<ul style="list-style-type: none"> ①消防用設備等についても、長期使用に伴う経年劣化により、不具合や事故の発生が散見される ②また、製品欠陥や外観上確認しづらい経年劣化等に起因する故障については個々の利用者において事前に察知することが一般的に困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ①点検報告の実施率は約4割程度にとどまっている状況。 ②特に小規模な防火対象物において低調な状況であり、現行基準に従って点検報告を行うための技術や人員等を確保することが難しくなることが要因の一つとして考えられるところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防用設備等の点検業務についても、過当競争による質の低下が懸念されているところ。また、いわゆる点検商法による高額請求の事案が散見される
対応の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 個別の防火対象物における点検内容等を経年劣化に対応したものとしていくとともに、これを補完するため製品全体としての安全確保を推進。 ①経年劣化の影響が安全上懸念されるものについては、長期使用に伴う劣化状況を把握するための点検項目を導入。 ②点検票を用いた不具合や補修等の履歴管理を徹底し、点検や維持管理の内容に反映。 ③製造事業者等から利用者へ設計標準使用期間を周知し、適切な予防保全や廃棄・更新等を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な防火対象物において点検や維持管理が容易な消防用設備等の導入を進めるなど、新技術を活用して防火対象物の実情に応じた点検や維持管理の方法を整備。 ①点検や維持管理上の取扱いが容易な構造の蓄圧式消火器の導入。 ②自動点検機能を有する誘導灯の導入。 ③その他の新技術の活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 点検業務の実施体制や内容について関係者間における共通認識を醸成し、点検業務の質の確保等を支援。 ①点検の実施に要する人員体制等について、「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省)の積算基準等を目安として情報提供。 ②点検票を用いた不具合や補修等の履歴管理を徹底。

(2) 点検報告の実効性確保

消防設備点検報告の実施率が低い状況にあります。その要因として、関係者の認識不足等のほか、現行の点検報告に関する規定の内容が、個々の防火対象物の規模・構造や管理形態等と必ずしも合致していないことがあるのではないかと考えられるところです。このため、点検や維持管理の方法を防火対象物の実情に応じたものとするのが、点検報告の実効性確保のために必要です。

具体的には、小規模な防火対象物に設置される消防用設備等については、点検や維持管理の実情に即した簡易なものが求められており、それに対応した製品の開発・導入が重要です。また、大規模・高層の防火対象物に設置される消防用設備等については、効果的・効率的な点検方法の導入が求められており、新技術の開発・導入等が必要です。

(3) 点検業務の質の確保等

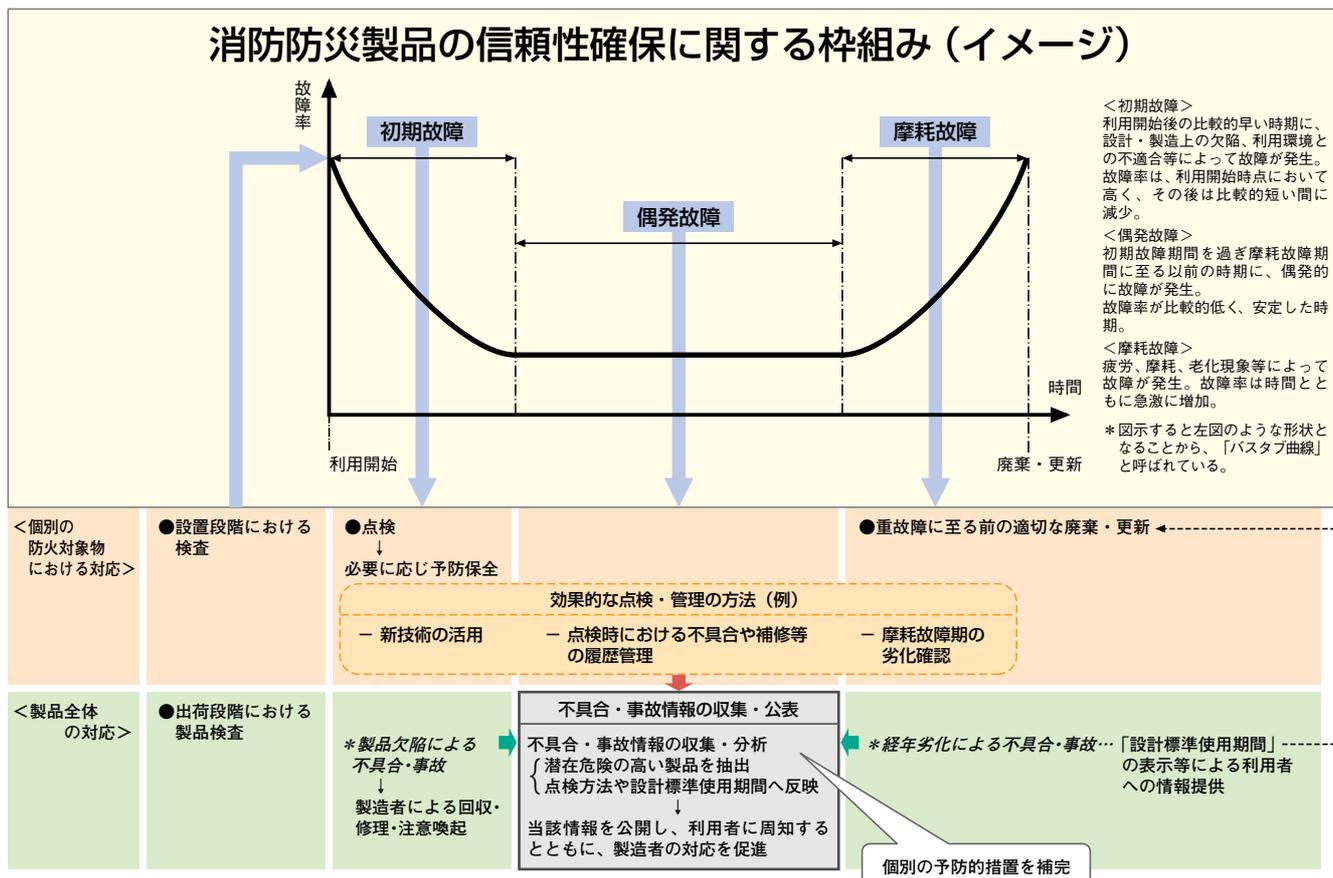
近年の社会情勢として、過当競争等による各種業務の質の低下が懸念されているところであり、消防設備点検業についても同様の状況下に置かれているとの声が聞か

れるところです。一方、消防設備点検報告と関連し、いわゆる点検商法による高額請求の事案が散見されることです。

これらの事案が生じる要因として、防火対象物の関係者等における知識不足や関心の低さがあると考えられるところであり、適正な点検の実施に要する人員体制等について、一定の相場観を醸成することが重要になります。これと併せて、適正に点検が行われたことを確認するため、経年劣化に伴い生ずる不具合やその補修に関する履歴を点検票に記載すること等も有効であると考えられます。

3. 今後の予定

本検討会で取りまとめた内容を踏まえ、点検報告制度については、一定の方向性を整理することができたので、この方向性により、取組を進めていくこととします。また、個別の方策については、技術的に対応可能なものから順次措置していくこととします。一方、引き続き整理すべき課題も多く残されており、継続的に対応していく予定です。



住宅用火災警報器の普及状況推計結果について

予防課

現在、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及が住宅防火対策の「切り札」として強力に進められています。消防庁ではこれにより住宅火災による死者数を半減させる効果を見込んでおり、効果検証のためにも普及状況の把握が求められているところです。

消防庁では今般各地域におけるアンケート等調査による住警器の普及状況調査結果を収集し、今年6月時点での全国の普及状況推計を試みました。今後その推移が注目される住警器普及状況の出発点となる推計結果について紹介します。

1. 推計結果の概要

全国4,906万世帯のうち約3/4にあたる3,773万世帯を占める地域から普及状況調査結果が収集されました。得られた結果は調査時点がそれぞれに異なりましたが、これを統一させるため消防庁独自の方法で今年6月時点に換算し、それらを平均して35.6%を全国の推計普及率として算出しました。

この表で普及率が60.8%と突出している「平成22年義務化」欄の該当地域は、島嶼部の一部を除く東京都ですが、従来から自動火災報知設備の設置義務があった一定規模以上の共同住宅が多い地域であること等が影響しているものと考えられます。これを除けば、調査時期において義務化直前であった地域では普及率が4割を超え、義務化まで猶予期間がある地域では3割に満たない状況という結果でした。

2. 推計手法及び取扱上の注意事項

推計に使用した各地域で実施されたアンケート等調査には、「電話・郵送などの方式により統計上も十分なサンプル数無作為抽出したアンケートによるもの」もあれば、「小規模な防災訓練や防火講習会の会場で自宅に設置済みの方に挙手を求めたもの」もあり、各地域で様々

です。このため精度の高い推計ではなく、あくまで参考値として扱うべきものと考えています。

また、各地域での調査時点もやはり様々であり、1年前に実施された調査では当然にその後に住警器普及が進んでいるものと考えられるため、消防庁において各地域での調査時点からの普及率推移を計算し、今年6月時点の推計値に揃える作業を行っています。

さらに、新築住宅については全国共通して平成18年6月より義務化施行されているため、既存住宅分と分けて計算し、新築住宅分の住警器普及は各地域とも全国平均のスピードで今年6月まで上昇するものとして推計値を算出しています。

なお、今回の推計においては、地域毎の推計値も公表しておりますが、これはあくまで消防庁における推計値であり、各地域で公表・説明されている住警器の普及状況とは値や時点が異なるものであることに注意が必要です。

3. 今後の展望

住警器の普及状況を全戸調査により完全に把握することは困難であり、何らかの方法で推計せざるを得ません。このため、推計精度を如何に高めていくかが今後の課題と言えます。

今年10月には住宅・土地統計調査が実施され、住警器設置の有無についても調査される予定です。こちらもサンプル調査であり、調査間隔が5年であることや市町村データが網羅される訳ではない等の制約もありますが、今回の推計結果と相互に補完させながら住警器の普及状況を算出する手法を検討することで推計精度の向上に活用できるのではないかと期待しているところです。

また、各地域での調査についても今回の全国推計をきっかけに地域間で情報交換が進み、調査方法が工夫され、精度や内容が充実されることが期待されます。

調査結果が得られた地域の普及状況推計結果の概要

(単位：万世帯)

既存住宅の義務化時期	義務化済み	平成21年義務化	平成22年義務化	平成23年義務化	全体
調査結果が得られた地域の総世帯数	1,013	525	569	1,667	3,773
うち推計普及世帯数	414	137	346	447	1,344
消防庁推計普及率	40.9%	26.1%	60.8%	26.8%	35.6%

硫化水素による自殺事件の多発とその対策

消防研究センター

1. はじめに

今年に入ってから、硫化水素を使った自殺事件が多発しています。そこで、硫化水素の性状、漏洩時に考えられる対策を述べ、また、最近、大阪市消防局が簡易型硫化水素除去装置を開発しましたのでその概要を紹介します。

2. 硫化水素とは

硫化水素とはイオウと水素の化合物で、無色の気体です。空気よりやや重く腐った卵のような臭いがします。その主な性状を表1に示します。また、表2にその濃度と人体への影響を示しました。

表1 硫化水素の性状等

名称	硫化水素
英語名	Hydrogen sulfide
化学式	H ₂ S
室温での状態	無色気体
臭い	腐った卵臭
比重(対空気)	1.18(空気よりやや重い)
燃焼範囲(%)	4.3~45.5
水溶性	可溶、水溶液は弱酸性

(出典：東京消防庁監修 危険物データブック、丸善)

表2 硫化水素の濃度と人体への影響

濃度(ppm)	影 響
3~5	不快に感じる中程度の臭気
10	労働安全衛生法規制値(許容限界濃度)
50	気道刺激、結膜炎
100~300	8時間~48時間連続暴露で気管支炎、肺水腫による窒息死
350~400	1時間で生命の危険
600	30分で生命の危険
700	短時間過度の呼吸後直ちに呼吸麻痺
800~900	意識喪失、呼吸停止、死亡
1000~	昏睡、呼吸停止、死亡

(出典：大阪市消防局)

3. 最近の自殺事件について

硫化水素を使った自殺例が、特に今年に入ってから急増しています(警察庁によれば、今年1月~5月で489件発生し、517人が死亡しているとのことです)。また、硫化水素発生を利用した殺人事件まで起きています。これは、インターネットに自殺目的用の硫化水素の製造方法が公開されたためで、特に10代~20代を中心とした若者の自殺が目立ちます。

4. 消防の対応と対策

消防庁は、本年4月8日付けで救急企画室長名で、「救急活動中における安全管理の再徹底について」を各都道府県消防防災主管課あてに通知しています。

発現場場に到着した場合、どうしたらよいか。まず、硫化水素の発生とその濃度をガス検知器等で確認の上、要救助者の救助を行う必要があります。空気呼吸器を装着した上で、発生室内に入り救出することになります。最終的には高濃度の硫化水素が存在するので、希釈する必要がありますが、排出した硫化水素が周囲に拡散し、二次災害を起こす危険があります。100倍~1,000倍に薄めても悪臭は残る上、特に高層階での事案では、空気より重いため階下の部屋に影響する可能性が高いことから対応が非常に難しいと思われます。

そのため、発生場所の空気を新鮮な空気ちかんで置換するには十分な注意を払う必要があります。硫化水素は、低所に滞留し、二次災害を起こす危険を有しているため、周辺住民を避難させ、十分な配慮をもって行う必要があります。また、その応急措置は表3のとおりです。

なお、硫化水素の燃焼下限界は4.3%で、可燃性ガスではあるのですが、化学工場等を除き、硫化水素の爆発例はあまり聞きません。これは、メタン、プロパン、ガソリンといった炭化水素の下限界が1%~2%であるの

表3 硫化水素に対する応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
予想される急性症状及び遅発性症状	吸入した場合：頭痛、めまい、咳、咽頭痛、吐き気、息苦しさ、意識喪失。 皮膚に付着した場合：液体に触れると凍傷。 眼に入った場合：発赤、痛み、重度の熱傷。
医師に対する特別な注意事項	肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。従って、安静と経過観察が不可欠である。

(出典：中央災害防止協会)

に比べ、4.3%と高いためです。下水処理施設等のタンク内作業で酸欠による事故が起きる場合、同時に硫化水素が発生している場合もあります。従って、事故現場では、先ず、硫化水素濃度及び酸素濃度の測定が必要です。これらの濃度測定器を始め、消防隊の装備を充実する必要があります。硫化水素専用の検知機器(定電位電解式)は5万～10万円程度で市販されています。

5. 大阪市消防局の簡易型硫化水素除去装置

大阪市消防局では、簡易型硫化水素除去装置を開発し(図1、2)、大阪市此花区で6月16日公開訓練を実施しました。図3は訓練中の発生室内での硫化水素の濃度の時間変化を示しています。硫化水素を発生させた直後は、最高約800ppmに達しました。次いで、本装置を作動、除去作業を開始したところ、約5分で濃度が10分の1にまで下がりました。活性炭は、硫化水素と



図1 大阪市消防局の簡易型硫化水素除去装置(外観)

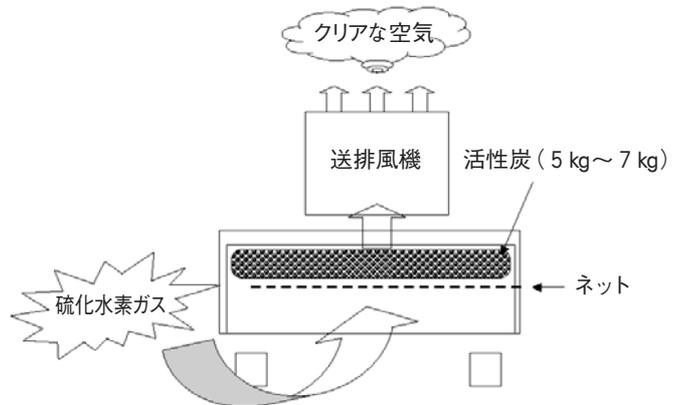


図2 装置の内部構造

化学反応する特殊なものを使用しているため、通常の活性炭よりも高い除去能力を有しています。本装置の優れている点は、発生室を密閉に保ったまま装置を稼働させて硫化水素を装置内部に吸収するため、周囲にほとんど拡散しないことです。大阪市消防局では、6月10日から現場での二次被害の拡大防止と早期の硫化水素除去のために本装置を合計6回にわたって使用し(7月26日現在)、効果を上げているとのこと。その詳細は大阪市消防局警防部警防担当課長代理 片山雅義氏[(06)4393-6488]にお問い合わせ下さい。

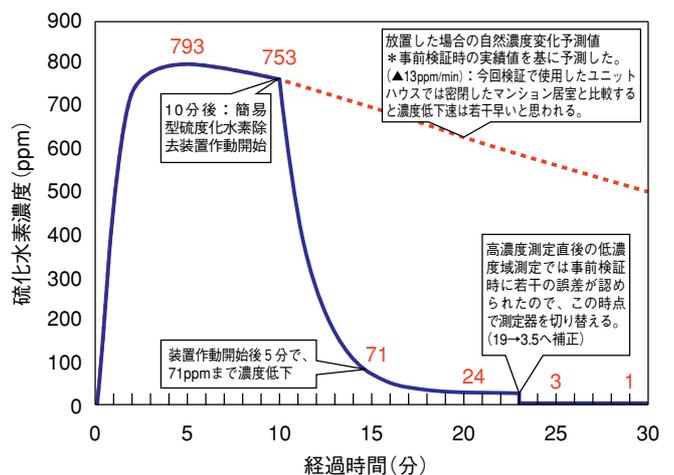


図3 室内の硫化水素濃度の時間変化 (大阪市此花区での公開訓練結果)

6. まとめ

最近、硫化水素発生に関するマスコミの報道件数がやや減った感じもしますが、今後とも警戒が必要です。消防隊員の安全管理も含めて、二次災害防止には十分注意する必要があります。

「国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書」について

国民保護室

1. はじめに

消防庁では、国民保護における避難施設の機能について、具体的かつ専門的に調査・検討することを目的として、平成19年10月より、「国民保護における避難施設の機能に関する検討会」を開催しました。

平成19年度に計3回の検討会を開催し、国民保護事案に対応するために地方公共団体が指定している避難施設の現在の状況及び海外の事例を調査するとともに、NBC（核物質、生物剤、化学剤）等を用いた各種攻撃から国民の生命及び身体を保護するために避難施設が備えるべき機能等について検討を行ってきました。

今般、これらの検討結果を踏まえて、①既に指定されている避難施設の機能強化と②新たな指定について、「国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書」が取りまとめられましたので、その概要について紹介します。

2. 検討対象とする攻撃の種類等

本報告書においては、対象とする攻撃の種類について、国民の保護に関する基本指針を踏まえ検討しています。

各攻撃の種類に応じた避難場所については、基本指針に基づき整理すると表1のとおりとなります。このうち、安全な地域へ避難した後の避難施設における対応は、自然災害時の避難施設での生活と同様となることから、本報告書では、攻撃の発生（発生前を含む。）から、安全な地域に広域的に避難するまでの一時的な避難（退避）の間について検討されています（図参照）。

3. 提言・まとめ

(1) 避難施設に対する提言

本検討会における、各種攻撃発生時に必要となる避難施設の機能やその強化策等についての検討をもとに、地方公共団体においては、現行の避難施設の現状を再度確

表1 攻撃の種類と避難場所

攻撃の種類		避難場所
ゲリラや特殊部隊の攻撃 緊急対処事態		屋内に一時避難 その後、安全措置を講じつつ適当な避難地へ移動
弾道ミサイル攻撃 航空攻撃		屋内避難を指示 ●近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設 ●建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設 その後、被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難
NBC 攻撃	核攻撃等	地下施設等に避難 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域に避難
	生物剤による攻撃	外気からの密閉性の高い屋内の部屋 感染のおそれのない安全な地域に避難 ※攻撃が行われた時期・場所等の把握が困難な場合、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講ずるものとする
	化学剤による攻撃	外気からの密閉性の高い屋内の部屋 風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に避難

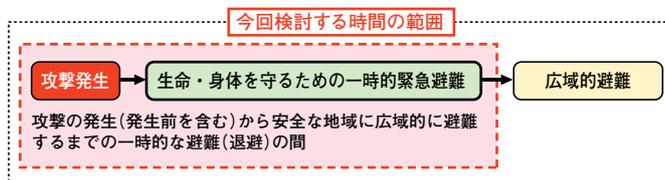


図 検討の時間的範囲

認するとともに、避難施設の指定及び機能強化を進めていくことが求められます。

表2には、機能ごとに、地方公共団体において取り組みやすいと考えられる方策が整理されています。

また、一時的な避難（退避）に当たっては、目張りを行う等のソフト面での工夫を行い、被害軽減に努めることが必要であり、報告書では表3にまとめられた様々な工夫を示しています。

表2 必要な機能とその強化方策

<p>1 衝撃や爆風の影響緩和機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非構造物の補強 <ul style="list-style-type: none"> ・天井等の落下防止 ・家具等の転倒防止 ・テレビ等の落下防止 ・窓への飛散防止フィルムの貼付 ○構造の補強等 <ul style="list-style-type: none"> ・柱や梁の補強等、耐震性能の向上 ・扉や窓の補強(ガラス扉を頑丈なものにする) ○窓などの開口部が少ない壁の厚い建物を造る <ul style="list-style-type: none"> ※構造 木造<鉄筋コンクリート造<地下
<p>2 汚染の侵入を防ぐ機能(気密性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目張りの用意 <ul style="list-style-type: none"> ・ガムテープ ○換気扇等に高性能フィルターの貼付 <ul style="list-style-type: none"> ※取り付け箇所の確認等が必要 ○窓の機能向上 <ul style="list-style-type: none"> ・雨戸や防音サッシを設置
<p>3 汚染の拡大を防ぐ機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シャワー設備までの導線を確認 ○入口に洗浄用の水の用意 ○汚染物を収納する袋、着替え等の用意 ○入口にシャワー設備や脱衣場所を簡易的に作る ○温水を用意 ○シャワー設備、脱衣場所(男女別)を入口に常設する
<p>4 侵入防止機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓格子や柵の設置
<p>5 情報収集機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、パソコン等の用意 <ul style="list-style-type: none"> ※国や地方公共団体からの情報を受け取る機器が最優先 ○テレビ、ラジオ、パソコン等の複数用意 ○停電に備えた非常用電源の確保
<p>6 情報伝達機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○J-ALERT受信環境の整備、防災行政無線の整備(戸別受信機の整備)等 ○屋内にも聞こえる館内放送への接続 ○屋外、屋内どこでも聞くことができるように機器を整備
<p>7 備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難環境 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易トイレ、飲料水、救護セット ・食料の用意 ・毛布、カイロ ・扇風機、うちわ ○気密性 <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、ガムテープ ○汚染の除去 <ul style="list-style-type: none"> ・着替え、油性ペン、ビニール袋

表3 避難の工夫

必要となる機能	避難の工夫
●頑丈な構造	<ul style="list-style-type: none"> ○爆風などの影響の一番少ない部屋の確認 ○窓がない、屋内の中心部、壁が厚い等 ○開口部を避けて伏せる ○雨戸やシャッターを閉める
●情報収集機能	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビやラジオをつける ○防災行政無線等を聞く
●汚染の侵入を防ぐ機能(気密性)	<ul style="list-style-type: none"> ○換気扇や給気口、窓を閉鎖する ○一番気密性の高い場所に避難する ○人の出入りは最小限に抑える ○目張りする(窓枠、ドアの隙間等)
●汚染の拡大を防ぐ機能(除染)	<ul style="list-style-type: none"> ○マスクや折りたたんだハンカチ等をあてる ○入口で着替える、着替えがなければ上着を脱ぐ ○衣服を脱いでビニール袋に入れる ○ビニール袋が不透明で大きいと衣服の代わりになる ○入口まで届く長さのホースを用意
●ゲリラ等の侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> ○鍵を閉めて、窓から離れる ○中心部の部屋に避難して部屋の鍵をかける
●情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○館内放送で知らせる ○声を掛け合って情報を伝達する ○聴覚障害者へは筆談で情報を伝達する
●その他	<ul style="list-style-type: none"> ○協力して災害時要援護者を避難させる ・車いすの人は複数で協力して搬送 ・視覚障害者、聴覚障害者等は手を引いて避難させる

(2) 避難施設の更なる指定

都道府県及び政令指定都市におきましては、現行の避難施設について、機能強化を図るだけでなく、一時的な避難(退避)に際しては、屋内施設へ避難する時間が極めて限られたものとなることが考えられるため、地下施設や堅ろうな施設等、一時的な避難(退避)により適している屋内施設について、国民保護法第148条に基づき、避難施設として可能な限り多く指定することが必要です。

特に、地下街、地下駅舎といった地下施設等については、国民保護法施行令において避難施設の基準として掲げられながらも、現在ほとんど避難施設として指定されていませんが、各種の攻撃に際して、地下施設へ一時的に避難(退避)することは、被害軽減の観点から有効であることから、都道府県及び政令指定都市におきましては、この点を十分に留意して避難施設を指定する必要があります。

また、指定の際には、施設管理者に対し、避難施設として指定することについて同意を得る必要がありますが、商業ビル、地下街、地下駅舎等の民間施設については、営業時間外の対応が困難であることや避難(退避)者に開放できるスペースが限られている等の課題もあることから、まずは当該施設の現状を確認し、施設管理者の要望等を十分に聞いた上で、指定に向けた積極的な取組を行う必要があります。

消防庁では、本報告書が十分に活用され、都道府県及び政令指定都市において、避難施設の指定及び整備が適切に進められることを期待しています。

安全功労者表彰式の開催

総務課

安全功労者表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

1. 平成20年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月2日(水)11時から、内閣総理大臣官邸において、福田康夫内閣総理大臣、谷口隆義総務副大臣、荒木慶司消防庁長官(当時)などのご臨席のもと、盛大に挙行されました。今回は消防関係として4個人と2団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状を授与されました。



安全功労者内閣総理大臣表彰式



安全功労者消防庁長官表彰式(個人)



安全功労者消防庁長官表彰式(団体)

2. 平成20年度安全功労者消防庁長官表彰式

去る7月10日(木)11時から、虎ノ門パストラルホテル新館4階プリムローズにおいて、岡本保消防庁長官、秋本敏文財団法人日本防火協会理事長、長澤純一財団法人日本消防設備安全センター理事長などのご臨席のもと、盛大に挙行されました。今回は19個人と11団体が受賞し、消防庁長官から表彰状を授与されたあと、受賞者を代表し、樽見正衛鹿沼市防火保安協会会長が謝辞を述べました。

内閣総理大臣表彰受賞者(個人の部)

斉藤 一恵(茨城県・古河地区危険物安全協会 会長)
 宍倉 誠三(千葉県・夷隅郡市防火安全協会 会長)
 自念 孝(東京都・成城火災予防協議会 会長)
 比嘉トモエ(日本防火協会・沖縄県女性防火クラブ連絡協議会 会長)

内閣総理大臣表彰受賞者(団体の部)

旭町婦人防火クラブ(栃木県)
 社団法人 茨城県消防設備協会(日本消防設備安全センター)

消防庁長官表彰受賞者(個人の部)

雨宮 稔(北海道・札幌市清田区防火委員会 会長)
 後藤 マサエ(山形県・山形県婦人防火クラブ連絡協議会 会長)
 太田 健三(福島県・郡山地方消防防災協会 会長)
 樽見 正衛(栃木県・鹿沼市防火保安協会 会長)
 鈴木 貞男(埼玉県・所沢市防火安全協会 会長)
 池田 彰孝(東京都・荏原防火管理研究会 会長)
 佐々 英達(東京都・西東京防火防災協会 会長)
 新川 有一(東京都・東京臨港防火防災協会 会長)
 肥後 幸恵(神奈川県・上深谷婦人防火クラブ 会長)
 杉山 洋子(岐阜県・中津川市連合女性防火クラブ 会長)
 広瀬 恒行(岐阜県・武儀地区危険物安全協会 会長)
 城戸 平左衛門(京都府・西京防火協会 副会長)
 門田 博(大阪府・摂津市防火安全協会 理事)
 橋 利雄(大阪府・臨港防災協会 会長)
 竹田 雅則(大阪府・大阪市公衆集合場防火連合協議会 会長)
 佐藤 成文(広島県・福山市西防火協会 会長)
 柳井 厚(山口県・石井手保育園幼年消防クラブ 会長)
 岡 一美(高知県・四万十市古津賀第2団地婦人防火クラブ 会長)
 浅利 勇(日本消防設備安全センター・丸の内災害予防普及会 副会長)

消防庁長官表彰受賞者(団体の部)

藤島婦人防火クラブ(青森県)
 田野畑村婦人消防連絡協議会(岩手県)
 普代村婦人消防協力隊(岩手県)
 真岡市婦人防火クラブ連合会(栃木県)
 関ヶ原町女性防火クラブ(岐阜県)
 王子製紙株式会社神崎工場自衛消防隊(兵庫県)
 東延末婦人防火クラブ(兵庫県)
 安岡新町自治会婦人防火クラブ(山口県)
 中新町地区婦人防火クラブ(長崎県)
 大阪府婦人防火クラブ連絡協議会(日本防火協会)
 財団法人広島県消防設備管理協会(日本消防設備安全センター)

緊急消防援助隊情報

平成20年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練(以下「ブロック訓練」という。)は、大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成8年度から全国を6つのブロックに区分して毎年実施しています。

平成16年4月の緊急消防援助隊の法制化以降は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」における、「緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、複数の都道府県を単位とした合同訓練を定期的実施するものとする。」(第4章第1節)との規定に基づき、全国の自治体及び消防機関の協力のもと消防庁が主催しています。

また、今年度の訓練では、消防組織法改正により法律上の組織となった消防応援活動調整本部の運営訓練を行い、その中において都道府県知事による部隊移動の指示について検証することや自衛隊との連携訓練についても各地域の実情に応じて実施する予定です。

2. 平成20年度ブロック訓練の概要

平成20年度は、全国6ブロックで実施予定であり、それぞれの開催地域の特性を踏まえ多種多様な実効性のある訓練を計画しており、その概要は次のとおりです。

(1) 初動時における緊急消防援助隊要請訓練

発災直後からの対応訓練として、

緊急消防援助隊の要請から受援に至るまでの一連の情報連絡等を、実災害に活用する通信機器等を使用して実施します。

(2) 参集訓練

出動要請を受けた各都道府県の緊急消防援助隊が、迅速に被災地へ到着するための、より効果的な出動体制及びその方法について、実地訓練を通じて検証します。

(3) 図上訓練

複数の市町村が被災した場合を想定し、消防応援活動調整本部等の設置及び運営に係る図上訓練を実施します。





(4) 野営訓練

被災地に負担をかけないよう、緊急消防援助隊は自己完結を原則としており、実際に部隊運用訓練前日から各隊が保有する大型テント等に宿営し、隊員の食・住を確保するための訓練を実施します。

(5) 部隊運用訓練等

・ヘリコプターによる情報収集伝達訓練

ヘリテレを活用した情報収集活動を行い、実際に訓練会場内の被害情報等を映像伝送し、初動時における情報収集及びその伝達体制を検証します。

・部隊運用訓練

地域の実情に応じた訓練項目を設定するほか、NBC災害等を想定した実践的な訓練を実施します。

また、緊急消防援助隊の活動のため、消防組織法第50条に基づき、主要な大都市の5消防本部(札幌・東京・名古屋・大阪・福岡)が無償使用しているウォーターカッター車、大型ブローカー車及び大型除染システム車を活用

するなど、より高度な訓練が実施される予定です。

・他機関との連携訓練

自衛隊・警察・医療機関等の防災関係機関と連携した部隊運用訓練を実施します。

特に、今年度は自衛隊との連携を重視しており、艦船や大型ヘリコプターを活用した消防部隊の投入等の訓練を予定しています。

3. おわりに

ブロック訓練の実施にあたり、国民の安心・安全を守り、大規模災害時等の消防応援体制の充実強化を図るために、関係の皆様の一層のご協力をお願いします。

消防庁では、今後も、何時発生するか分からない各種災害等に迅速かつ的確に対応するため、各都道府県及び消防本部との連携を密にし、登録部隊数の計画的な増強や資機材の整備など緊急消防援助隊の更なる充実・強化を推進していきます。

平成20年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施予定

ブロック	開催地	開催予定日	訓練実施場所	参加都道府県	備考(※)
北海道・東北	秋田県 大仙市	参集・野営訓練等 10月15日(水)	雄物川河川敷運動公園	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県	・消防庁ヘリ ・ウォーターカッター車 ・大型ブローカー車
		部隊運用訓練 10月16日(木)			
関東	神奈川県 横浜市	参集・野営訓練等 11月19日(水)	新横浜公園	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	・ウォーターカッター車 ・大型ブローカー車
		部隊運用訓練 11月20日(木)			
中部	三重県 四日市市	参集・野営訓練等 12月 5日(金)	四日市ドーム	富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	・ウォーターカッター車 ・大型ブローカー車 ・大型除染システム車
		部隊運用訓練 12月 6日(土)	東ソー株式会社敷地		
近畿	大阪府 岸和田市	参集・部隊運用訓練・野営訓練等 8月31日(日) 9月 1日(月)	浜工業公園・ちきりアイランド(阪南2区)	福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県	・ウォーターカッター車 ・大型ブローカー車 ・大型除染システム車
中国・四国	愛媛県 松山市	参集・野営訓練等 10月30日(木)	コスモ石油西側埋立地	鳥取県・島根県・広島県・岡山県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	・消防庁ヘリ
		部隊運用訓練 10月31日(金)			
九州	長崎県 佐世保市	参集・野営訓練等 11月21日(金)	相浦駐屯地	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	・ウォーターカッター車 ・大型ブローカー車
		部隊運用訓練 11月22日(土)			

※ 消防庁が緊急消防援助隊の活動のため整備し、消防本部が無償使用している消防庁ヘリ、ウォーターカッター車、大型ブローカー車、大型除染システム車の参加

消防通信

北から
南から



FUKUI

福井県 福井市消防局



福井県 福井市消防局
消防局長 細川 恭洋

不死鳥のまち 福井市

古くから『箴（おさ）の中から福井は明ける』と唄われるように日本有数の繊維産地「福井市」は、豊かな自然と悠久の歴史・文化を擁し、全国的にも「住みよい都市」として高い評価を得ています。



あじさいと不死鳥をデザイン化した福井市コミュニティマーク

<福井市消防局の紹介>

組織	1局 4消防署 5分署 11分遣所
職員定数	367人(実員355人)
消防団員	43ヶ分団 914人(実員863人)
管内人口	27万204人(9万4,291世帯)
管内面積	536.17km ²

観光面では、来春の「全国植樹祭」のメイン会場となる戦国大名時代の城下町跡「特別史跡・特別名勝 一乗谷朝倉氏遺跡」や奇岩が連なる美しい景観と屈指の透明度を誇る国定公園の「越前海岸」、さらには市中心部に残る江戸時代の福井藩主松平家の別邸「養浩館」などが人気のスポットとなっています。

反面、福井市は、地震、水害、雪害など、幾多の災禍が色濃く刻まれた街でもあります。その度ごとに甦った偉業は、今日、本市が「不死鳥福井」と言われる所以ともなっています。

福井の災害史

地震・火災（福井空襲・福井地震）

昭和20年7月“福井空襲”の戦火の傷も癒えない昭和23年6月にマグニチュード7.3の烈震“福井地震”が街を襲った。死傷者1万930人、焼失・倒壊家屋5万440棟(倒壊率80%)という未曾有の大災害となり、この地震を機に地震震度階に「激震」が設けられた。



福井地震後の市内の様子
大和デパートが倒壊している。
(写真提供：朝日新聞社)

豪雪災害（38豪雪・56豪雪）

昭和38年1月中旬からの雪は36日間降り続き、最大積雪深213cmを記録し、家屋倒壊や雪崩が相次いだ。

また、昭和56年にも短期間に次々と大寒波が襲来し、最大積雪深196cmの豪雪となった。

風水害（福井豪雨）

市内を3つの大河川が貫流する地形から、幾度となく洪水災害が発生している。

福井地震直後の昭和23年7月の集中豪雨では、緩んだ九頭竜川の堤防が決壊し、罹災戸数は全戸の40%に及んだ。



福井豪雨(足羽川決壊)
(写真提供：福井新聞社)



豪雨の中、必死に水防活動を実施する消防職・団員
(写真提供：福井新聞社)

平成16年7月の「福井豪雨」では、96mm/hの雨が4時間降り続き、市内を貫流する足羽川の流量は毎秒2,400tと、まさに百年に一度の豪雨であった。市中心部で破堤したため倒壊や半壊を含め1万1,319戸が被災した。

貴重な体験に学ぶ

このように、福井市ではこれまで度重なる災害等で、大変、多くの辛い体験をしています。

現在、この貴重な体験から学んだことを今後生かそうとする取組を推進しています。

語り部事業（ふくい防災塾の開講）

福井地震60周年事業として、風化していく災害の記憶を甦らせ、災害に備えることの大切さを次の世代に伝える「語り部事業『ふくい防災塾』」を市内各小学校で開講しました。

福井地震の体験者45名の方に、当時の生々しい状況や災害への備え、自助・共助の大切さなどを語っていただきました。



児童の前で熱く語る語り部「ふくい防災塾」の様子

自主防災組織の結成促進

本市が幾多の災害を乗り越えられたのは、先人の不屈の気概と旺盛な自助・共助の精神でした。

そこで、これらを培う各地域での自主防災組織の結成に力を注いでいますが、現在、市全域での設置率は95%にまでなっています。

おわりに

福井市では、今後とも、市民に対するこうした取組や高度で専門的な知識と技術を備えた職員の育成に努め、安心・安全の確保に向け一層精進してまいります。

中学生が消防隊にチャレンジ

戸田市消防本部

戸田市消防本部は去る7月14日から16日までの3日間、中学生社会体験チャレンジ事業として、戸田市立新曾中学校の2年生6名を受け入れ消防体験を実施しました。生徒たちは、消防訓練や救助訓練などの消防業務から命の尊さを学んだほか、最終日には救急講習を受講し、全員に普通救命講習修了証が交付されました。中学生社会チャレンジ事業は、埼玉県が「学校や家庭では得ることのできない社会体験を通して仕事の厳しさを実感し、自らの生き方を見つめ直す機会を与える」目的で実施しているものです。



防火衣を着装して放水訓練を体験

河川を使った風水害対策合同訓練

横浜市安全管理局

横浜市安全管理局戸塚消防署は去る7月27日、柏尾川(2級河川)において、台風や局地的な集中豪雨に備えた風水害対策合同訓練を実施しました。訓練には、消防職員、消防団員、区職員計180名が参加し、各機関が連携して災害情報の受伝達、地域住民への防災情報の提供の確認を行ったほか、河川ではブルーシートを利用した越水被害軽減工法などを実施しました。また、浸水した地域に取り残された住民を消防団員がゴムボートで救出するとともに、はしご車はマイナス伸梯して救助活動を実施しました。



はしご車マイナス伸梯で要救助者を救出

消防通信 望楼 ぼうろう

簡易型硫化水素ガス除去装置検証訓練を実施

奈良市消防局

奈良市消防局は去る7月17日、全国で頻発する硫化水素ガス事故に伴い、周囲への被害拡大と二次災害防止を目的に、大阪市消防局考案の簡易型除去装置を作成し、検証訓練を行いました。訓練では、陽圧式化学防護服(レベルA)を装着した隊員がコンテナハウスに進入し検知測定等にあたりました。発生した硫化水素ガスは濃度が650ppmまで上昇しましたが、装置を起動させた20分後には4.3ppmまで低下しました。この結果を踏まえ、今後は特殊災害対応車に積載し、現場活動で活用することを決めました。



簡易型硫化水素ガス除去装置検証訓練

地震災害総合訓練を実施

八幡浜地区施設事務組合消防本部

八幡浜地区施設事務組合消防本部は去る6月15日、校舎解体現場において、地震災害を想定した実戦的な総合訓練を実施しました。訓練は、今世紀前半に発生が懸念される「東南海・南海地震」などの大規模地震発生時の倒壊建物からの人命救助活動現場での迅速な対応を目的としました。隊員らは、閉ざされた空間で保有資機材を駆使しながら指揮命令系統の統制訓練、消火、救出・救助訓練等を実施しました。訓練を通し対応能力の向上を図ることができ非常に有意義な訓練となりました。



倒壊建物からの救助訓練

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



平成19年度教育訓練の実施状況について

消防大学校では、別表のとおり平成19年度に33回(前年度31回)の教育訓練を行い、学科1,019名(前年度比5.2%増)、実務講習493名(同10.6%減)、計1,512名の学生が卒業しました。

平成19年度から、総合教育「幹部科」においては、ICT(情報通信技術)を活用したeラーニングによる事前学習の本格運用を開始しました。eラーニングの導入により、教育水準を維持しながら在学期間を短縮できるため、受入れ人員を年間360名(平成18年度240名)に拡大し、職員の大量退職による学生の増加に対応しました。

専科教育「救急科」においては、救急幹部教育を行う中で、気管挿管講習と薬剤投与講習をセットで実施し、教育訓練の充実を図りました。

このほか、実務講習では、平成18年度まで個別に実施し

ていた「NBCコース」、
「特別高度救助コース」を一本化させ、地震等の大規模災害や特殊災害に対応で



「救急科」気管挿管・薬剤投与訓練

きる救助隊員の育成を目的とした「NBC・特別高度救助コース」を開講しました。

また、消防大学校では、カリキュラム向上の基礎資料とするために各学科等修了時に学生に対しアンケートを実施しており、これらの評価等を参考にしながら、積極的に教育訓練の企画・検討を行い、授業内容の見直しを

図っています。

最後になりますが、平成19年度の教育訓練を含めたこれまでの卒業生の数は、戦後早期の消防講習所時代から累計すると、学科3万3,053名、実務講習1万2,239名、計4万5,292名となりました。



「幹部科」図上訓練



「NBC・特別高度救助コース」高度救助資機材訓練

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
救急科(第69期) 4月8日～6月25日 16名	諸星 守弘 野田 幸則	千葉県消防学校(千葉県) 菰野町消防本部(三重県)

別表 教育訓練の実施状況

区 分			実 績					平成20年度計画		
			消防講習所	消防大学校		卒業生数 合計	回数			定 員
				昭和23.6 ～昭和34.3 卒業生数	昭和34.4 ～平成19.3 卒業生数			平成19年度		
			回数			卒業生数	回数	定 員		
学 科	総合教育	幹部科	(未実施)	2,511	5	262	2,773	5	408	
		上級幹部科	668	3,553	1	47	4,268	1	48	
		新任消防長・学校長科	(未実施)	108	2	91	199	2	120	
		消防団長科	453	1,635	2	43	2,131	2	72	
	専科教育	警 防 科	(未実施)	5,469	2	119	5,588	2	96	
		救 助 科		2,490	2	96	2,586	2	96	
		救 急 科		3,211	2	47	3,258	2	72	
		予 防 科	386	5,283	2	114	5,783	2	96	
		危 険 物 科	(未実施)	371	1	34	405	1	36	
		火災調査科		574	2	96	670	2	96	
		新任教官科		311	1	70	381	1	72	
	その他	本 科	796	2,558	(統合済)		3,354	(統合済)		
		(専修科等)	817	840	(廃止済)		1,657	(廃止済)		
計			3,120	28,914	22	1,019	33,053	22	1,212	
実 務 講 習	緊急消防援助隊	指揮隊長コース	(未実施)	344	1	26	370	1	36	
		高度救助コース		48	1	44	92	1	48	
		NBC・特別高度救助コース		289	1	48	337	1	48	
		航空隊長コース		67	1	37	104	1	36	
		航空隊コース		470	2	62	532	2	72	
	防災機教育科・	トップマネジメントコース		629	2	111	740	2	136	
		防災実務管理コース		1,855	1	61	1,916	1	108	
		国民保護コース		196	1	58	254	1	108	
		自主防災組織育成コース		128	1	46	174	1	60	
	その他	新任消防長・学校長コース		78	(学科移行)			78	(学科移行)	
		火災調査講習会		2,640				2,640		
		消防教育訓練コース		4,008				4,008		
		消防学校長研修会等		994		(廃止済)		994		
計				11,746	11	493	12,239	11	652	
合 計			3,120	40,660	33	1,512	45,292	33	1,864	

ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課

都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活になくてはならないものですが、取り扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼によって発生する一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。

ガスを使う時は次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

ガス機器の正しい取付け

- ① ガスこんろやガスストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔をあけて使用してください。
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。



ガス機器の正しい取扱い

- ① ガス機器を点火した時は、必ず火が付いたかどうか確かめてください。
- ② ガスこんろを使用し、揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際には絶対にその場を離れず、また、どうしても離れる場合は短時間であってもガスこんろの火を必ず消してください。
- ③ 煮炊き等をする際も、鍋に火を付けたら目を離さないようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや加熱のしすぎによる空焚き等がないように注意してください。
- ④ こんろの周囲は、整理・整頓に努め、可燃物等に火が燃え移らないように注意してください。
- ⑤ 煮こぼれなどによるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素を発生させ、一酸化炭素中毒の原因にもなります。日ごろから適度な清掃に努めてください。

十分な換気

- ① ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- ② ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、鳥

が巣を作るなど物が詰まった状態ですと排気が不十分になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、直ちに排気筒が正しく取り付けられ、正常な状態にあるか点検してください。

ガス漏れに気づいた時の注意点

ガス漏れなどの異常に気づいた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入れ換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

地震が発生した時の注意

- ① ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近づけないような揺れの大きな地震の際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。使用していたこんろ、湯沸器などは、確実に消火してください。
- ② プロパンガスボンベを使用している場合は、プロパンガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖などで固定してください。

安全装置付きガス機器の使用

- ① ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化などによって起きるガス事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス漏れ警報器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」、揚げ物などの調理中に油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」などの安全機能が付いたガス機器を使用することが有効です。
- ② 安全暖房器具には、地震などの揺れを感じたり、誤って倒した時に自動的に消火する「対震自動消火機能」のほかに、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」などが付いているものがあります。ガスによる火災・事故を未然に防ぐために、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。

※ 不明な点がございましたらガス会社、プロパンガス販売店あるいは最寄りの消防署に相談して、ガスを正しく使いましょう。



火山災害に対する備え

防災課

我が国は、世界有数の火山国であり、活火山の数は108にのぼります。この数は世界全体の活火山数の約7%にも相当します。火山は、平穏なときには極めて美しい景観で人々を魅了し、温泉などの恵みをもたらしますが、ひとたび噴火すると、甚大な被害をもたらすことがあります。我が国は、有史以来、数多くの火山噴火災害に見舞われてきており、活火山の中には現在も活発に活動を繰り返しているものも多くあります。こうした火山災害に備えるために、国や地方公共団体では、避難施設や防災行政無線の整備などハード面の取組やハザードマップの作成と住民に対するその周知、防災訓練の実施、情報収集・伝達などソフト面の取組などによって、火山防災体制の充実強化に努めています。

日頃からの心構えと準備

火山活動は、火砕流、土石流、泥流や噴石、火山灰、火山ガスなどにより様々な被害をもたらします。このような火山による被害を最小限にとどめるために、平常時から火山災害から身を守るための心構えと準備をし、非常時の際に迅速かつ適切に避難できる体制を確立しておくことが重要です。

(1) 噴火警報（噴火警戒レベル）の活用

現在、気象庁は全国の活火山について噴火警報を発表しています。特に浅間山、伊豆大島、阿蘇山、雲仙岳、桜島などの19火山（平成20年7月現在）については、噴火警戒レベルが導入されており、下の図に示すとおり、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて地方公共団体や住民などに警戒を呼びかけることとしています。

(2) ハザードマップの活用

過去の噴火の記録などをもとに危険が及ぶ範囲を噴火現象ごとに地図に示したハザードマップが策定されている場合には、それを参考にして下さい。平成12年の有珠山噴火災害では、ハザードマップが住民に事前に配布されており、円滑な避難が実施されました。

噴火が始まったら

気象庁から噴火警戒レベルの「レベル5」である「避難」や市町村から避難勧告又は避難指示が出された場合は、速やかに避難してください。特に、高齢者などの自力避難の困難な災害時

要援護者については、噴火警戒レベルの「レベル4」である「避難準備」が出された場合や噴火を察知した場合には、早めに避難できる体制を整備しておきましょう。

(1) 火砕流・土石流への対応

火砕流・土石流は高温高速で斜面を流れ下るため、流れの方向に逃げたのでは巻き込まれてしまいます。流れの方向に対して直角方向へ遠ざかるようにしましょう。

(2) 噴石などへの対応

噴石などが降ってきたら、岩かげや丈夫な建物に身を寄せましょう。



有珠山噴火
(平成12年3月31日撮影 写真提供：気象庁)

噴火が落ち着いても

火山ガスなどによる被害から身を守るため、警戒区域が設定されていたり、避難勧告又は避難指示が出されている場合には、それらが解除されるまでその対象地域に立ち入らないようにしましょう。また、山腹に降り積もった火山灰などが降雨によって流れ下ることがあるので、土砂災害にも注意しましょう。

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報(居住地域) ↓(略称) 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	噴火警報(火口周辺) ↓(略称) 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
噴火予報	—	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	—	火口内等	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	—	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル

各レベルにキーワード(「避難」「避難準備」「入山規制」など)を設定し、具体的な防災対応に結びつくよう分かりやすく表現

消防の国際協力に対する理解の推進

参事官

消防庁では、災害から国民の生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省、独立行政法人国際協力機構等と連携・協力の下、消防分野の国際協力を次のとおり実施しています。

- 国際協力（開発途上諸国への技術協力）：研修員受け入れ、専門家派遣等
- 国際交流：アジア国際消防フォーラム、日韓消防行政セミナー、海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等
- 国際緊急援助活動：国際消防救助隊による援助活動
- 消防科学技術の研究：国際共同研究、外国研究者の受け入れ、国際研究会議への参画

このうち主なものは、以下のとおりです。

国際協力としては、まず海外からの研修生を受け入れています。本年度は、消火技術研修、救急救助技術研修及び火災予防技術研修の3コースの集団研修を、それぞれ北九州市消防局、大阪市消防局及び東京消防庁を主研修機関とし、全国の多くの消防機関の協力により実施し、21か国から合計27名の研修員を受け入れています。

消火技術研修は昭和63年から、救急救助技術研修は昭和62年から、火災予防技術研修は平成2年から行われており、これまでの経験、創意工夫や熱意により内容の濃い研修が毎年実施されてきています。これまでこれら3コースへの研修参加者は、累計で93か国479名（平成20年4月1日現在）にのぼります。

また、海外消防機関幹部に対する我が国の消防制度や技術の紹介を行う研修として、毎年トップマネージャーセミナーを実施しており、本年度はカンボジアからの受け入れを予定しています。

さらに、関係機関の協力のもと、随時海外からの消防・防災関係者の研修受け入れや視察・表敬訪問の要望にも対応し、平成19年度は21か国から153名を受け入れています。



平成19年JICA集団研修参加者
(消火技術研修、救急救助技術研修及び火災予防技術研修)



救急救助技術研修
(大阪市消防局)



消火技術研修
(北九州市消防局)



日越消防フォーラム



中国四川省における大地震災害に対する
国際消防救助隊 (IRT) の派遣
「日本での消防研修経験者と協力しての活動」

国際交流としては、アジア諸国における消防防災能力の向上を図るため、第2回目のアジア国際消防フォーラムをトルコで開催するほか、今年で7回目を迎える日韓消防行政セミナーを開催して、今後も国際交流の推進を図っていく予定であります。

さらに、海外での大規模災害発生時における国際緊急援助活動としては、平成20年5月に発生した中国四川省における大地震災害の救援のため、中国へ当庁及び5消防本部から国際消防救助隊員17名を派遣し、被災地において検索救助活動を実施しました。

この派遣に際しては、偶然にも過去に日本の消防機関において技術研修に参加した現地中国の消防・救助隊員と出会うことができ、彼らと協力し救助活動を円滑に行うことができました。このような機会を通じて、研修を通じた我が国の技術協力、ひいては我が国に対する好意的な評価、感謝の念を実感することができました。

消防における国際協力は、人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全といった国際協力の趣旨に合致するものであり、「顔の見える援助」、「参加型の協力」としてその重要性はますます大きくなってきています。これら国際協力活動を積極的かつ継続的に実施するためには、消防機関をはじめ、関係機関のより一層の連携、国際協力への理解が不可欠となっています。

地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、日ごろから、いざという時のための準備が大切です。

そのためには、皆さんが地震についての関心を持ち、地震発生時の安全確保や非常持出品を普段から家庭で準備しておくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時に家族が慌てず行動できるよう、日ごろから話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯によって誰が在宅しているかなど、様々なケースを想定し、話し合っておきましょう。
- 話し合いでは、想定したケースごとに分担を決めるほか、高齢者や乳幼児など家族構成も考慮し、次のようなことも相談しておきましょう。
 - ・ 家の中でどこが一番安全か
 - ・ 避難場所、避難路はどこか
 - ・ 非常持出袋はどこに置いてあるか
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時を考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られていますので、公衆電話等から利用できるNTTの「災害伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害伝言板」などのサービスがあるので、活用方法を知っておきましょう。

3. 防災活動への参加

地震に備えるには、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震の時に、初期消火や救出救助活動を行うには日ご

ろからの訓練が欠かせません。家族全員で防災訓練に参加しましょう。

- 9月1日は防災の日、8月30日～9月5日は防災週間です。各地で防災訓練等が行われていますので、市町村役場などで確認しましょう。
- 災害などが発生した場合を想定し、参加者で被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」も行われています。
- 地域の自主防災組織などの活動に参加し、普段から地域で協力し合う体制を築いておきましょう。

4. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を準備しておきましょう。

- 目安として最低限3日間程度の水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や消費期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持出品は、備蓄品の中から、避難生活に必要なものを選ぶのがよいでしょう。備蓄品にない場合は、必要に応じて準備しましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。背負える袋などにいれておけば、持ち出した時に両手が使えて便利です。



第56回全国消防技術者会議の開催

消防大学校消防研究センター

消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表すると同時に、参加される消防関係技術者の方々と討論を行う「第56回全国消防技術者会議」を下記のとおり開催します。

1 開催日時

平成20年10月23日(木)～24日(金)の2日間

2 場 所

ニッショーホール（日本消防会館）
住所：東京都港区虎ノ門2-9-16
電話：03（3503）1486

3 内 容

●10月23日(木)

【午 前 の 部】

○消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰 受賞記念講演

- ・ 吸管延長器具の開発について
- ・ 背負い式手動ポンプの給水器具（マルチ給放水アタッチメント）の開発について
- ・ サバイバーネットの開発
- ・ ゲーム感覚を取り入れたタウンウォッチングについて
- ・ より迅速かつ的確な放水活動を行うための「トレーニングシートの作成」について

○展示発表1（昼休み時間に実施）

- ・ 自己完結型バイオリサイクルトイレ『オーガニックビュー』の開発
- ・ 減圧装置内蔵型消火栓開閉弁の開発
- ・ 吸管延長器具の開発について
- ・ 背負い式手動ポンプの給水器具（マルチ給放水アタッチメント）の開発について
- ・ サバイバーネットの開発

【午 後 の 部】

○研究発表・セッション1

- ・ 漏洩事故等から学ぶ腐食・防食について
- ・ ワインクーラーから出火した火災
- ・ 活線電気設備への注水時における漏れ電流の計測
- ・ 陶芸用粘土をオーブントースターで焼成中に発生した火災
- ・ 搬送器具の開発に伴う高層建物火災戦術の効率化について

○研究発表・セッション2

- ・ 消防防災と地球温暖化防止への取組みについて
- ・ 理科実験終了後の廃棄物から発生した火災

- ・ 業務用ガスフライヤーの火災
- ・ メタルハライドランプから出火した火災
- ・ 自動車のリコール部品交換時の整備不良により発生した火災について

●10月24日(金)

【午 前 の 部】

○特別講演「必ず出会う大地震を前にした災害被害軽減のための地域防災活動の活性化」

名古屋大学大学院環境学研究科 福和 伸夫

○研究発表・セッション3

- ・ 地震火災防御の実践的方法論の構築について
- ・ 北九州市における有効先行降雨量と斜面災害との関係
- ・ 最先着の消防隊による水面救助活動について

○展示発表2（昼休み時間に実施）「安全な消防活動を目指して」

- ・ 町野式結合金具の改良
- ・ 東消式簡易発砲器の改良について
- ・ 安価で作成できる転落事故防止用のふた（地下式防火水槽及び消火栓）
- ・ 硫化水素除去装置の開発とその効果について
- ・ ガンタイプノズルのノズル圧力と放水量の関係について
- ・ 地中等に漏えいした危険物の特定方法の検証について

【午 後 の 部】

○特別セッション「安全な消防活動を目指して」

- ・ 特別セッション趣旨説明
- ・ 木造建築物の火災現場における建物倒壊等の危険度判定及び安全管理対策について
- ・ 流水域における安全な活動
- ・ 防火衣の熱防護性に関する検証について
- ・ 消防活動時における発汗と水分補給の重要性について
- ・ 火災室内の検索救助活動における消防隊員の生理的・心理的变化に係る検証
- ・ 討論

申込み・問合せ先

消防大学校消防研究センター

東京都調布市深大寺東町4-35-3

電話：0422（44）8331 FAX：0422（76）1545

なお、詳細については、消防研究センターのホームページ（<http://www.fri.go.jp>）をご覧ください。

消防庁人事

平成20年 7月22日付

氏名	新	旧
村岡 嗣政	出向（総務省自治財政局調整課課長補佐へ）併任解除	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 総務省自治行政局地域自立応援課
櫻井 理寛	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐	総務課主査 併任 総務省大臣官房秘書課主査

平成20年 8月1日付

大石 利雄	出向（総務省自治大学校長へ）	次長
株丹 達也	次長	総務省大臣官房付
佐藤 正典	出向（防衛省陸上幕僚監部運用支援・情報部付へ）	国民保護・防災部防災課国民保護運用室長
石津 吉康	国民保護・防災部防災課国民保護運用室長	防衛省陸上幕僚監部運用支援・情報部付
菊池 雄三	出向（総務省自治行政局選挙部管理課長へ）	国民保護・防災部防災課応急対策室長
中村 秀文	国民保護・防災部防災課応急対策室長	総務省大臣官房付
森川 世紀	併任 予防課消防技術政策室課長補佐	防災課課長補佐
伊藤 要	併任解除	総務課企画係長 併任 予防課消防技術政策室主査
安藤 真之	予防課消防技術政策室主査 併任 予防課危険物保安室危険物第一係長	予防課危険物保安室危険物第一係長
清水 敦	国民保護・防災部防災課国民保護室	総務省大臣官房秘書課

7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防応第104号	平成20年 7月 1日	各都道府県知事	消防庁次長	大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の策定について
消防応第108号	平成20年 7月 1日	各都道府県知事	消防庁長官	緊急消防援助隊航空部隊に係る基本的な出動計画の見直しについて
消防応第109号	平成20年 7月 2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部応急対策室長	緊急消防援助隊運用要綱の改訂等について
消防予第168号	平成20年 7月 2日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
消防予第162号 消防危第283号	平成20年 7月 4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査結果に関する対応について
消防危第289号	平成20年 7月 8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認状況並びに準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認の促進について
消防危第290号	平成20年 7月 8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防予第170号	平成20年 7月 8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	執務資料の送付について
消防危第299号	平成20年 7月16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	都市ガス・液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について
消防運第 18号	平成20年 7月16日	警察庁警備局警備企画課長 厚生労働省社会・援護局総務課長	消防庁国民保護・防災部国民保護運用室長	安否情報システムの運用開始に伴う安否情報の収集に係る協力について
消防情第120号	平成20年 7月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	市町村防災行政無線（同報系）における戸別受信機の管理について
消防特第120号 消防危第301号	平成20年 7月29日	関係都道府県消防防災主管部長 関係政令指定都市消防長	消防庁特殊災害室長 消防庁危険物保安室長	石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止体制の充実強化の徹底について
消防応第134号	平成20年 7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部応急対策室長	緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画について
消防運第 19号	平成20年 7月31日	各都道府県国民保護担当部長	消防庁国民保護・防災部国民保護運用室長	「J-ALERTに関する不具合及び問い合わせ事例集」について

広報テーマ

9 月		10 月	
①事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課	①緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進	応急対策室
②防災品の普及について	予防課	②ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課
③9月9日は救急の日	救急企画室	③火山災害に対する備え	危険物保安室
④原子力防災の取組等への理解の推進	特殊災害室	④消防の国際協力に対する理解の推進	参事官
		⑤地震に対する日常の備え	防災課